

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南国市長 平山 耕三

市町村名 (市町村コード)	南国市 (392049)
地域名 (地域内農業集落名)	十市地区 (剣尾、人形谷、西坪池、丸山、東組、楠上、札場、国政、錦城、大小浜、土居谷、栗山、八丁、西和、東坪池、阿戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手不足による空きハウスの放置や耕作放棄地化、道が狭いなど生産環境における課題がある。また、農家の高齢化や後継者不足が深刻化している。

【主な品目】 水稻、ししとう、ピーマン、にら

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農を模索していくことで、農地の有効利用を図るほか、地区内の農業者を集めることで補助金を活用し、農業機械の導入を積極的に検討していく。また、ほ場整備の実施に向けて地区内での合意形成に取り組んでいく。主食用米以外のWCSや陸稲等の品目も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	199.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	199.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農など検討し、農地の有効利用につなげていく。また、担い手や農業を担う者に農地を集積・集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構が活用できる場合は、貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内での合意形成を進めて、ほ場整備事業に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA、地域の方々と連携し、地域内外からの新しい経営体の受入体制を構築する。栽培技術の指導や補助金などの支援を継続していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①地区全体でイノシシの被害があるため、対策を考える。				